

## 令和4年度京都府文化団体等活動継続支援業務委託仕様書

### 1. 業務名

令和4年度京都府文化団体等活動継続支援業務

### 2. 業務目的・趣旨

新型コロナウイルスの影響で、数多くの舞台芸術公演が、延期や中止を余儀なくされたことで、劇場・音楽堂等(劇場・音楽堂等の活性化に関する法律第2条第1項に定める施設。以下「劇場」という。)及び劇場で活動を行う舞台芸術団体等は、ともに、運営が逼迫している。

舞台芸術は、作品そのものが形として残ることはない。劇場という場において上演されて初めて、それは、作品として体験しうるものとなる。よって、コロナ禍を超え、京都の舞台芸術の伝統と文化を次世代へ継承し、舞台芸術に触れる活動を人々の日常生活に根付かせていくためにも、劇場という場における創造と発信を継続していく必要がある。

また、舞台芸術公演は、劇場という場において、多くの人々が複雑・密接に連携して、つくりあげていくものであり、この全体をコーディネートしているのが、劇場管理者等である。よって、舞台芸術活動の継続支援は、劇場という場の運営と一体的に実施される必要がある。

以上を踏まえ、京都府は、京都府内の劇場管理者等に対し、舞台芸術分野(演劇、音楽、舞踊、古典芸能等)において活動する団体や個人等(以下「団体等」という。)の公演実施を、総合的に支援する業務を委託する。

この委託業務を通じて、コロナ禍で困難な状況にある舞台芸術分野の団体等に対して上演の場を提供し、その活動継続を支援する。また、その公演実施を、受託者である劇場管理者等が総合的に支援することで、当該劇場で照明や音響等の役務に従事する技術者等の舞台関係者にも間接的に支援を行う。あわせて、京都府内全域の劇場管理者等に本業務を委託することで、様々な公演を実施し、コロナ禍で減少した舞台芸術の鑑賞機会を、府民に対して提供する。

### 3. 業務期間

契約締結日から令和5年2月28日

### 4. 委託料限度額

5,000 千円(1つの劇場あたりの上限額)

※消費税及び地方消費税を含む。

※本事業に係る事務費は事業費の10%以内とする。

## 5. 業務内容

### (1) 出演団体等について

公募・選定の上、支援する団体等は、以下の要件を満たすものとする。

ア 舞台芸術分野で活動する団体等であって、京都府内に所在地又は活動の拠点があるもの

イ 代表者が明確に定められ、舞台芸術公演を適切に企画・実施できる団体等

ウ ア、イの規定にかかわらず、上演内容が、次の各号に該当する場合は、支援の対象としない。

(ア) 教授所、教室等が行う稽古ごと、習いごと等のおさらい会、発表会、その他特定の会員  
のみに限られる活動

(イ) 教育機関における教育活動(部活動を含む)

※ただし、大学生による任意団体は対象とする。

(ウ) 政治的・宗教的な宣伝意図を有する活動

(エ) 慈善事業への寄付を目的として行われる活動

(オ) 国や京都府の他の補助金の交付を受ける公演

### (2) 上演団体等の選定について

ア 業務期間内の劇場の空き日程を活用して、公演を行う日程を複数設定し、上演を希望する  
団体を公募すること。

イ 公募にあたっては、別途定める標準例を参考にして募集要項を策定し、ホームページ等で公  
表の上、公平な方法で選定を行うこと。

ウ 同一の団体等が複数の日程において、同一内容の公演をすることはできない。

エ 舞台芸術分野における活動を生業とする団体等を優先してよい。(公演実施による収入は団  
体等の自己資金としてよい。)

### (3) 本委託事業で計上できる経費

ア 本事業で公募・選定した団体等が舞台芸術公演を実施するにあたり、受託者が管理運営す  
る劇場において発生する経費で、別表1に定めるもの。

イ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、やむを得ず公演を中止する場合は、京都府の事  
前の承認を受けた場合に限り、当該事業の全部及び一部を中止することとする。この場合、  
中止となった公演経費のうち、別表2に定めるものに限り、その全額を委託料として計上する  
ことができる。

ウ 受託者が本事業のために、新たに購入する備品の経費は対象外とする。

別表1 委託料に計上可能な経費

| 経費区分 | 対象となる経費の例  |
|------|--|
| 舞台費  | 大道具費、照明費、音響費等  |
| 会場費  | 会場使用料、附帯設備使用料  |
| その他  | その他、公演実施にあたり当該劇場において発生する経費であって、団体等から利用料を徴収するものについては、受託者と京都府が協議の上、決定する。 |

別表2 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、やむを得ず公演を中止する場合、委託料に計上可能な経費

| 経費区分 | 対象となる経費の例  |
|------|--|
| 舞台費  | 大道具費、照明費、音響費等のキャンセル料<br>(役務の調達にあたっては、あらかじめキャンセル料を定めておくこと。) |
| 会場費  | 会場使用料、附帯設備使用料  |

#### 6. 委託業務遂行上の留意点

- (1) 最終的な委託業務内容については、採択後に京都府と協議の上、決定することとする。
- (2) 業務の実施に当たり、受託事業者は本業務とその他の事業との経理を明確に区分するとともに、適切に事業が執行されたことを証明する書類(収支を記載した帳簿や通帳、領収書等)を整備の上、事業終了後 5 年間保存しておくこと。
- (3) 本事業は、事業の終了後も含めて、今後、京都府監査委員会や会計監査院の検査対象となる場合があるので、受託事業者は、検査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。
- (4) 団体等からの問合せへの対応や連絡調整は、全て受託者が行うこと。
- (5) 仕様書に定めのない事項については、京都府と協議の上決定すること。
- (6) 受託者は、本業務の実施状況について、京都府が別途指定する期日までに報告すること。
- (7) 受託者は、業務中に知り得た内容について、第三者に情報を漏らしてはならない。また、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、契約書に記載の個人情報の保護に関する条項によること。